

首都圏中央連絡自動車道 坂東PA（外回り）工事

番号	質問箇所	質問事項	回答
1	<p>図面・坂東パーキングエリア（外回り）、 詳細平面図(3) 横断図(1)・(2)</p>	<p>詳細平面図(3)のSTA3+90付近に別途工事・本工事の区分けの表記がありますが、横断図(1)・(2)ではその範囲外での数量が上がっています。 横断図(1)・(2)に記載のある数量は今回工事の範囲外と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>そのとおりお考えください。</p>
2	<p>図面・11-1号調整池 放流施設構造図(1) 11-1号調整池 放流施設構造図(3)</p>	<p>11-1号調整池 放流施設構造図(1)において、プレキャストボックスと表記がありますが、11-1号調整池 放流施設構造図(3)では配筋図がありません。配筋図があるということは現場打ちだと思われませんが、(1)のプレキャストボックス表記とどちらが正しいのでしょうか。</p>	<p>設計図面に示すとおりお考え下さい。 契約参考図書(率計上項目及び概算数量、図面)に示すとおり、放流函渠工に関する費用は「率計上工事に関する事項」に含まれます。契約参考図書表紙に記載のとおり、率計上項目に関する質問は受付けておりません。</p>
3	<p>01.設計書(金抜き)</p>	<p>道路掘削 土砂において、4021m<sup>3</sup>とありますが、PA路体外盛土が抜けているかと思われます。PA路体外盛土は別途施工と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>数量計算書に示すとおり、PA路体外盛土については本工事に含まれません。</p>
4	<p>全て</p>	<p>設計書にない数量については全て別途変更と考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。</p>	<p>別途協議事項とお考えください。</p>
5			